

市川市社会福祉法人に対する保育所等における I C T 化推進
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育所等における業務の I C T 化を推進することにより、保育士の業務の負担の軽減を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備するため、保育所等を設置している社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人に対する保育所等における I C T 化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 5 2 年条例第 3 0 号。第 6 条において「条例」という。）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和 5 2 年規則第 3 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 市内に所在する児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項の規定による認可を受けている保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（児童福祉法第 3 5 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所に限る。）又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 3 号）第 2 9 条に規定する小規模保育事業所 A 型であって、過去に補助金の交付を受けて保育所等における I C T 化推進事業が行われていないものをいう。
- (2) 保育業務支援システム 保育士の業務の負担を軽減するためのシステムであって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 保育の計画及び記録に関する機能
 - イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能

ウ 保護者との連絡に関する機能

(3) 保育所等における I C T 化推進事業 保育所等に保育業務支援システムを導入する事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等を設置している社会福祉法人とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等における I C T 化推進事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要なリース料、工事費、備品購入費その他市長が必要と認める経費（これらに係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、1,000,000円と補助対象経費（他の補助金等の交付の対象となるものを除く。）の実支出額を比較して少ない方の額と、当該補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第 7 条 条例第 2 条第 4 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育業務支援システムの導入に要する費用の見積書及び内訳書
- (2) 保育業務支援システムに搭載されている機能の詳細を確認できる資料
- (3) 保育業務支援システムの導入計画書
- (4) 保育士の業務の負担を軽減するための計画書
- (5) 保育業務支援システムを提供する事業者からの支援体制を記載した

保育業務支援システム導入実施計画書

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、その旨を市長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具その他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (3) 補助対象者が市長の承認を受けて補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分し、当該財産により収入を得たときは、その収入の一部又は全部を納付すること。
- (4) 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) 補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告を行ったことにより、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、市川市社会福祉法人に対する保育所等におけるICT化推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（別記様式）により、速やかに、市長に報告すること。
- (6) 補助対象者は、前号の規定による報告をした場合において、同号に規定する仕入控除税額があるときは、市長の求めに応じ、その全額を納付すること。
- (7) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を

補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。また、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間の経過後についても、当該財産の財産処分が完了する日又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（実績報告）

第9条 規則第5条に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る領収書、事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類又はクレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）

(2) 導入された保育業務支援システムの仕様等が確認できる資料

(3) 納品書

2 前項の領収書等は、次に掲げる事項が記載されていなければならない。この場合において、当該事項に訂正がある領収書等に事業者の訂正印の押印がされていないものは、無効とする。

(1) 事業者の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額

(4) 領収額の内訳

(5) 領収日

(6) 領収印

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行し、平成28年4月1日から

適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年2月18日以後の申請に係る市川市保育所等におけるICT化推進事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市保育所における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の市川市社会福祉法人に対する保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年2月18日以後の申請に係る市川市社会福祉法人に対する保育所等におけるICT化推進事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市社会福祉法人に対する保育所における業務効率化推進事業補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

市川市社会福祉法人に対する保育所等におけるICT化推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

市川市長

（申請者）
法人所在地
法人名
代表者名
保育所名

年 月 日付けで交付決定を受けた市川市社会福祉法人に対する保育所等におけるICT化推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------|-------------|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | | 円 |
| 2 | 消費税申告の有無 | 有 ・ 無 | |
| | （2で「無」を選択した場合は以下記載不要） | | |
| 3 | 消費税仕入控除税額の計算方法 | 一般課税 ・ 簡易課税 | |
| | （3で「簡易課税」を選択した場合は以下記載不要） | | |
| 4 | 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | | 円 |
| 5 | 消費税の確定申告により確定した消費税仕入控除税額 | | 円 |
| 6 | 補助金返還相当額（5の額から4の額を差し引いた額） | | 円 |

（注）1 積算の内訳書（消費税確定申告書の写し等）を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合も報告すること。